

支援金の申請について

申請要件等

対象事業者（表面参照）で、次の項目に該当する場合、支援金を申請いただけます。

- 中小企業者等であること（資本金の額**又は**常時使用する従業員数が下表に定める規模）
※会社以外の法人は、業種に関わらず常時使用する従業員数が300人以下であること。

主たる事業の業種	中小企業者等	
	資本金の額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他業種（下記3業種以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- 次のいずれかに**該当している方**

●会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、土業法人） ●個人事業主 ●事業協同組合 ●企業組合 ●協業組合 ●農事組合法人（協同組合等に該当するものを除く）
●一般社団法人 ●一般財団法人 ●医療法人 ●社会福祉法人 ●法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

- 次のいずれにも**該当していない方**

●政治団体 ●宗教上の組織又は団体 ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
●事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者 ●そのほか補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

- **日光市物価高騰対策農業者経営支援事業費補助金の交付を受けていない者**

提出書類等

※提出書類にご不明点等ございましたら表面記載の問合せ先までお気軽にお問合せください。

- ①日光市中小企業等電気・ガス料金支援金交付申請書兼請求書（宣誓書） 別記様式
※様式は商工課窓口または各支所窓口で受け取るか、市HPからダウンロードできます。表面をご確認ください。
- ②事業所または事業所の所在地及び主たる事業が確認できる書類
 - ☑法人 人：法人税の確定申告書類の写し（前事業年度分）
⇒確定申告書別表一の写し及び法人事業概要説明書（両面）
 - ☑個人事業主：所得税の確定申告書類等の写し又は営業許可証等の写し
⇒令和3年分 確定申告書B第一表及び所得税青色申告決算書（1、2頁）の写し
- ③本人が確認できる書類
 - ☑法人 人：履歴事項全部証明等の写し（3ヶ月以内発行のもの）
 - ☑個人事業主：運転免許証、マイナンバーカード等 の写し
- ④複数施設（事業所）の所在を証明する書類（※複数施設をまとめて申請する場合のみ：施設位置図等）
- ⑤振込先口座が確認できる書類（口座情報が記載された通帳（見開き頁））等の写し

- ①の申請書に必要事項を記入し、上記②～⑤の提出書類を添付の上、期限内（令和5年3月6日まで）に表面記載の宛先に提出ください。
- 申請書類に不備があると、内容確認等に時間がかかります。必ず事前に、ホームページの「よくある質問」等で詳細をご確認ください。

